

石企ス第11号  
令和4年4月28日

各スポーツ少年団 代表者 殿

石垣市スポーツ交流課長  
石垣市教育委員会学校教育課長  
(公印省略)

### スポーツ少年団における新型コロナウィルス感染症対策について（通知）

平素より、本市におけるスポーツ少年団活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、全国的にも新型コロナウィルス感染症が収まる状況がみられず、子供たちの生活にも影響が懸念されていますが、本市においては、県対策本部会議等での対処方針を受け、感染対策を徹底しながら教育活動の継続を図っているところです。

スポーツ少年団活動においては、その活動内容から濃厚な接触状況があり、ひとたび感染者が確認されるとクラスターになる危険性が指摘されています。そこで、今後感染対策を下記のとおりとします。ご理解とご協力をお願いします。

#### 記

##### 1 スポーツ少年団活動における感染対策の実施期間

令和4年4月28日～当面の間 ※感染状況において変更があり得る

##### 2 スポーツ少年団において陽性者の確認があった場合の対応 ※裏面に対応図あり

① スポーツ少年団の代表者は、陽性者名を学校へ連絡

※スポーツ少年団の代表者は、接触者にあたる児童を特定し、PCR受検名簿を施設利用学校へ報告する。

② スポーツ少年団の代表者は、PCRの検査日時等を保護者へ連絡する。

※検査日時等は、学校からスポ少代表者へ連絡があります。

③ スポーツ少年団の代表者は、検査結果を学校及び保護者へ連絡する。

※検査結果は、病院からスポ少代表者に連絡があります。

##### 3 スポーツ少年団活動の再開について

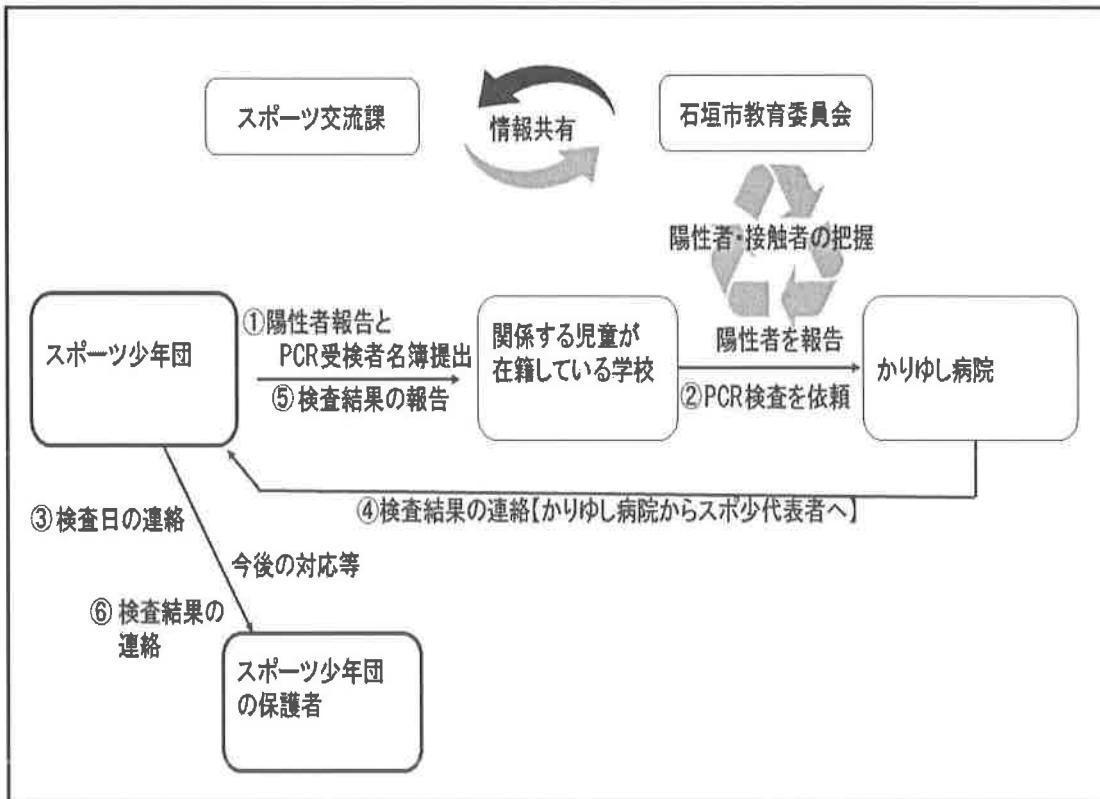
① 検査日までの3日間は、活動停止とする。

② 検査結果が陰性の児童については、活動再開を可とする。

③ スポーツ少年団の代表者は、感染が心配される場合については、上記①の場合でも練習再開日を慎重に設定する。（各学校の状況等に応じて施設を使用している学校長と相談して判断する）

両面印刷

◆スポーツ少年団において陽性者の確認があった場合の対応図



#### 4 その他

- ① 活動開始前に、代表者及び指導者等にて健康観察（検温等）を行うこと。
- ② 体調等がすぐれない者は活動に参加しないこと。また、同居の家族に風邪症状がみられる場合も参加しないこと。
- ③ 可能な限り、感染及びその拡大のリスクを軽減させる活動とすること。

※その他詳細（活動時間等）は、令和4年3月31日付で通知の「4月1日からの新型コロナウイルス感染症対策について」の通りです。ご確認ください。